

新規評価箇所検討一覧表（整備系）

様式2
担当課 農山漁村課

| 番号 | 種別 | 事業区分 | 事業名 | 箇所名等 (路河川・地区名) | 施工箇所 | | | 事業概要 | 評価 | | | 判断 | 総事業費 (百万円) | 完成 予定 年度 | 備考 |
|----|--------|----------------|--------------------------|-------------------|------|------|-------------|---|----------|----------------|------------------|----|---------------|----------------|----|
| | | | | | 市町名 | 旧市町名 | 町・大字 等 | | 位置 づけ | 必要 性・ 効果 | 実 施 環 境 | | | | |
| 1 | クリーク防災 | 生活関連 | クリーク防災機能保全 対策事業 | 川副地区 | 佐賀市 | 川副町 | 川副町 | 用排水路工 L=114, 502m | A | A | A | I | 7, 122 | H35 | |
| 2 | ため池 | 生活関連 産業活性化 | ため池等整備事業 (機能保全) | 道灌 | 多久市 | | 南多久町 下多久 | 浚渫 A=12, 200m3 | A | B | A | I | 87 | H27 | |
| 3 | ため池 | 生活関連 産業活性化 | ため池等整備事業 | 野添地区 | 伊万里市 | | 大川町 大川野 | 堤体工 L=169. 3m 取水施設工N=1式 洪水吐工 N=1式 | A | A | A | I | 105 | H30 | |
| 4 | ため池 | 生活関連 産業活性化 | ため池等整備事業 | 大谷地区 | 有田町 | 有田町 | 岩谷川内 | 堤体工 L=72. 8m 取水施設工N=1式 洪水吐工 N=1式 | A | A | A | I | 143 | H30 | |
| 5 | ため池 | 生活関連・ 産業活性化 | ため池等整備事業 | 大高野地区 | 武雄市 | | 武内町 | 堤体工 L=84m 取水施設工N=1式 洪水吐工 N=1式 | A | A | A | I | 84 | H29 | |
| 6 | ため池 | 生活関連・ 産業活性化 | 地域ため池総合整備事 業（用排水施設整備） | 川登東地区 | 武雄市 | 武雄市 | 東川登町 永野 | 水路工 L=494m | A | A | A | I | 58 | H27 | |
| 7 | ため池 | 生活関連・ 産業活性化 | ため池等整備事業 | 苔見堂地区 | 唐津市 | 厳木町 | 厳木町 浪瀬 | 堤体工 L=62m 取水施設工N=1式 洪水吐工 N=1式 | A | A | A | I | 74 | H30 | |
| 8 | ため池 | 生活関連・ 産業活性化 | ため池等整備事業 | 大野第2地区 | 唐津市 | 相知町 | 相知町 大野 | 堤体工 L=32m 取水施設工N=1式 洪水吐工 N=1式 | A | A | A | I | 56 | H29 | |
| 9 | 海岸 | 生活関連 | 海岸保全事業 | 飯田地区 | 鹿島市 | | 飯田 | 護岸（嵩上）L=353m 消波工 L=353m | A | A | A | I | 300 | H30 | |

公共事業新規評価調書（整備系）

| | | | | | |
|------------|---------|-----|-----------|-----|---------|
| 本部名 部 名 | 県土づくり本部 | 記 入 | 農山漁村課 | 課 長 | 山 口 武 彦 |
| | | 責任者 | 佐賀中部農林事務所 | 所 長 | 平 川 貴 |

| | | | | | |
|---|--|----------------|---------------------------|--------|------------|
| 事 業 区 分 | 生活関連 | 事 業 名 | 地区名等 | 総事業費 | 7,122 百万円 |
| | 産業活性化 | クリーク防災機能保全対策事業 | 川副地区 | | |
| 事 業 地 | | | 着工予定年度 | 完成予定年度 | |
| 佐賀市 川副町 | | | 平成26年度 | 平成35年度 | |
| 事 業 目 的 | | | 事 業 内 容 | | |
| <p>佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時に降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る重要な機能を有している。</p> <p>このため、当事業によりクリークの護岸整備（県産木材による木柵工）を行い、浸食・崩壊被害を防止し、一時貯留機能を回復することで農業面その他の湛水被害を防止する。</p> | | | 水路工 ライニング（木柵工） L=114,502m | | |
| 評価の視点 | 評 価 内 容 | | | | 評 価 |
| (1) 位置づけ | <ul style="list-style-type: none"> ・県土づくり本部戦略(クリーク再整備) (10/10) ・県の防災計画等に位置付けられている(40/40) ・農作物の被害が防止または軽減される(20/20) ・農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される(30/30) | | | | A (100) |
| (2) 必要性・効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる(20/20) ・機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している(10/10) ・他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある(5/5) ・畦畔・道路が崩壊している(20/20) ・過去に災害が発生し、農業被害があった(5/5) ・費用対効果（B/C）が1.0以上(30/30) ・農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される(10/10) | | | | A (100) |
| (3) 実施環境 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている(20/20) ・市町村及び農家の負担についての同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率0.4以内である(20/20) ・事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている(10/10) ・維持管理について予定管理者の同意が得られている(10/10) ・施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている(10/10) ・工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している(10/10) ・事業実施要領・要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している(10/10) ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている(10/10) | | | | A (100) |

| | | |
|-----|-----------|-------|
| 評 価 | AAA | 条 件 等 |
| 判 断 | I | 特になし |
| | 緊急的に事業を実施 | |

定性評価調書

○自然環境保全

| 内 容 |
|---|
| 本地区は、佐賀市田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域となっているが、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。 しかし、工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し保護移植等の対策を講じる。 |

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

| 内 容 |
|--|
| 工事実施の際には周辺環境に配慮し、水質汚染、騒音、振動、土砂流失に留意する。 施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。 また、建設副産物の適正処理を行う。 |

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

| 内 容 |
|---|
| 掘削土は盛土として流用し、現場外への搬出（残土処分）は原則行わない。木柵工による護岸整備を採用することで、間伐材の有効活用を図る。 |

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

| 内 容 |
|-------|
| 特になし。 |

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

| | | | | | |
|------------|--------|------------|-----------|-----|-------|
| 本部名 部 名 | 県土づくり部 | 記 入 責任者 | 農山漁村課 | 課 長 | 山口 武彦 |
| | | | 佐賀中部農林事務所 | 所 長 | 平川 貴 |

| | | | | | | |
|---|---------------|---|--------------------------------|--------|------------|--|
| 事業区 分 | 生活関連 産業活性化 | 事業名 | 地区名等 | 総事業費 | 87百万円 | |
| | | ため池等整備事業 (機能保全) | 道灌地区 | | | |
| 事業地 | | | 着工予定年度 | 完成予定年度 | | |
| 多久市南多久町大字下多久 | | | 平成26年度 | 平成27年度 | | |
| 事業目的 | | | 事業内容 | | | |
| <p>道灌ため池は、農業用水や防火水利等、多面的に重要な施設であるため、機能を長期的に保全する必要がある。また、土砂堆積の影響で、夏場の用水不足が発生することや、土砂による堤体及び下流域の用水路決壊等の災害も懸念されるため、早急な対策が必要である。</p> <p>更には、排土した土砂については、近隣水田の基盤土に有効利用を行うことから、土砂搬入計画を確立するためにも、早急に整備が必要である。</p> | | | 浚渫工 V = 12, 200 m ³ | | | |
| 評価の視点 | | 評価内容 | | | 評価 | |
| (1)位置づけ | | 県土づくり本部戦略 (農地等の防災・保全) (10/10) 防災計画 : 「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている (40/40) 農業経営の安定 : 農作物の被害が防止または軽減される (20/20) 農地・農業用施設への被害防止 : 農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される (30/30) | | | A (100) | |
| (2)必要性・効果 | | 明確な必要性 : 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる (20/20) 機能低下 : 機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している (10/10) 危険度の判定 : 漏水量:なし、変形率:なし (0/20) 主要施設の老朽度 : 築造又は改修後40年を経過し、主要施設の老朽化が激しい (10/10) 費用対効果 : 費用対効果(B/C)が1.0以上 (30/30) 二次被害の防止または軽減 : 農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減されている (0/10) | | | B (70) | |
| (3)実施環境 | | 市町村及び受益農家の合意形成 : 関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている (20/20) 受益者の負担能力 : 市町村及び農家負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 0.4 (20/20) 事業推進体制の整備 : 事業推進協議会(水利組合)が設立されている (10/10) 維持管理体制の確保 : 維持管理について予定管理者の同意が得られている(10/10) 関係機関との事前調整 : 施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている (10/10) 関係法令、基準等との整合 : 工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している (10/10) 採択要件との適合 : 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (10/10) 経済性・効率性 : 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている (10/10) | | | A (100) | |

| | | |
|----|-----------|-----|
| 評価 | ABA | 条件等 |
| 判断 | 優先的に事業を実施 | |

定性評価調書

自然環境保全

| 内 容 |
|--|
| 多久市田園環境整備マスタープランにおいて、環境配慮地区となっているが、特に配慮すべき動植物は確認されていないため、配慮した施設の配置は計画していない。 工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し、保護移植等の対策を講じる。 |

動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

生活環境対策

| 内 容 |
|---------------------------|
| 排出ガス対策型機械の使用、低騒音、低振動工法の採用 |

大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

コスト縮減策

| 内 容 |
|---|
| 浚渫土については、隣接地で実施されるほ場整備の基盤土に使用し、運搬費及び処分費のコスト縮減を図る。 |

再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

その他

| 内 容 |
|-----|
| |

特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

| | | | | | |
|-------------|---------|-----------|-----------|-----|-------|
| 本部署名 部 名 | 県土づくり本部 | 記入 責任者 | 農山漁村 課 | 課 長 | 山口 武彦 |
| | | | 伊万里農林 事務所 | 所 長 | 前田 美壽 |

| | | | | | |
|--|--|----------|---|----------|------------|
| 事業 区 分 | 生活関連 産業活性化 | 事業 名 | 地区名等 | 総事業費 | 104.7 百万円 |
| | | ため池等整備事業 | 野添地区 | | |
| 事業 地 | | | 着工予定年度 | 完成予定年度 | |
| 伊万里市大川町大川野 | | | 平成 26 年度 | 平成 30 年度 | |
| 事業 目的 | | | 事業 内容 | | |
| 野添ため池は伊万里市大川町大川野に位置し、下流域の 28.6ha の水田に農業用水を供給している。しかし、現在の堤体は断面不足のうえ脆弱化し、堤体全線にわたり洗掘され、取水施設からの漏水が顕著に認められる。洪水吐も狭小であり、満水位までの貯水ができない状況である。本ため池が決壊すれば農業用施設や、その他家屋に至るまで多大な被害が予想される。このため被害を未然に防止するため早急に改修を行いたい。 | | | 堤体工 L=169.3m 取水施設工 N=1 式 洪水吐工 N=1 式 法面保護工 A=1,200 m ² | | |
| 評価の視点 | 評価 内容 | | | | 評 価 |
| (1)位置づけ | 県土づくり本部戦略(農地等の防災・保全) (10/10) | | | | A (100) |
| | 防災計画:「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている (40/40) 農業経営の安定:農作物の被害が防止または軽減される (20/20) 農地・農業用施設への被害防止:農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される (30/30) | | | | |
| (2)必要性・効果 | 明確な必要性:地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。 (20/20) 機能低下:機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している (10/10) 危険度の判定:漏水量:1.0l/s以上、変形率:5%以上 (10/20) 主要施設の老朽度:築造又は改修後40年を経過し、主要施設の老朽化が激しい (10/10) 費用対効果:費用対効果(B/C)が1.0以上 (30/30) 二次被害の防止または軽減:農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される (10/10) | | | | A (90) |
| | (3)実施環境 市町村及び受益農家の合意形成:関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている (20/20) 受益者の負担能力:市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率≤0.4 (20/20) 事業推進体制の整備:事業推進協議会(水利組合)が設立されている (10/10) 維持管理体制の確保:維持管理について予定管理者の同意が得られている (10/10) 関係機関との事前調整:施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている (10/10) 関係法令、基準等との整合:工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している (10/10) 採択要件との適合:事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (10/10) 経済性・効率性:事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている (10/10) | | | | |

| | | |
|-----|-----------|-------|
| 評 価 | AAA | 条 件 等 |
| 判 断 | 優先的に事業を実施 | |

定性評価調書

自然環境保全

| 内 容 |
|--|
| 特に保全を要する希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・自然環境課と調整を取りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。 |

動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

生活環境対策

| 内 容 |
|---|
| 旧堤体の掘削土の土質試験を行い流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法の採用 建設副産物の適正処理 |

大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

コスト縮減策

| 内 容 |
|--|
| 再生材の利用促進、発生土の再利用促進 施工地の近隣に土場、土捨場を確保し運搬距離の短縮 |

再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

その他

| 内 容 |
|-----|
| |

特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

| | | | | | |
|-------------|---------|-----------|-----------|-----|-------|
| 本部署名 部 名 | 県土づくり本部 | 記入 責任者 | 農山漁村 課 | 課 長 | 山口 武彦 |
| | | | 伊万里農林 事務所 | 所 長 | 前田 美壽 |

| | | | | | |
|--|---|----------|--|--------|------------|
| 事業 区 分 | 生活関連 産業活性化 | 事業名 | 地区名等 | 総事業費 | 143 百万円 |
| | | ため池等整備事業 | 大谷地区 | | |
| 事業地 | | | 着工予定年度 | 完成予定年度 | |
| 西松浦郡有田町岩谷川内 | | | 平成26年度 | 平成30年度 | |
| 事業目的 | | | 事業内容 | | |
| 大谷ため池は西松浦郡有田町岩谷川内に位置し、下流域の14.0haの水田に農業用水を供給している。しかし、現在の堤体は断面不足のうえ脆弱化し、底樋及び堤体法尻からの漏水が著しい。洪水吐も狭小であり、満水位までの貯水ができない状況である。また、本ため池が決壊すれば農業用施設や、その他家屋に至るまで多大な被害が予想される。このため被害を未然に防止するため早急に改修を行いたい。 | | | 堤体工 L=72.8m 取水施設工 N=1 式 洪水吐工 N=1 式 法面保護工 A=900 m ² | | |
| 評価の視点 | 評価内容 | | | | 評価 |
| (1)位置づけ | 県土づくり本部戦略(農地等の防災・保全) (10/10) | | | | A (100) |
| | 防災計画:「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている (40/40) 農業経営の安定:農作物の被害が防止または軽減される (20/20) 農地・農業用施設への被害防止:農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される (30/30) | | | | |
| (2)必要性・効果 | 明確な必要性:地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。 (20/20) | | | | |
| | 機能低下:機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している (10/10) | | | | |
| | 危険度の判定:漏水量:1.5ℓ/s以上、変形率:5%以上 (15/20) | | | | |
| | 主要施設の老朽度:築造又は改修後40年を経過し、主要施設の老朽化が激しい (10/10) | | | | |
| (3)実施環境 | 費用対効果:費用対効果(B/C)が1.0以上 (30/30) | | | | |
| | 二次被害の防止または軽減:農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される (10/10) | | | | |
| | 市町村及び受益農家の合意形成:関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている (20/20) | | | | |
| | 受益者の負担能力:市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率≤0.4 (20/20) | | | | |
| | 事業推進体制の整備:事業推進協議会(水利組合)が設立されている (10/10) | | | | |
| | 維持管理体制の確保:維持管理について予定管理者の同意が得られている (10/10) | | | | |
| | 関係機関との事前調整:施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者道路所有者との協議において基本的事項が確認されている (10/10) | | | | |
| 関係法令、基準等との整合:工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している (10/10) | | | | | |
| 採択要件との適合:事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (10/10) | | | | | |
| 経済性・効率性:事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている (10/10) | | | | | |
| 評価 | AAA | | | | 条件等 |
| 判断 | 優先的に事業を実施 | | | | |

| | | | | | |
|----|-----------|--|--|--|-----|
| 評価 | AAA | | | | 条件等 |
| 判断 | 優先的に事業を実施 | | | | |

定性評価調書

自然環境保全

| 内 容 |
|--|
| 特に保全を要する希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・自然環境課と調整を取りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。 |

動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

生活環境対策

| 内 容 |
|---|
| 旧堤体の掘削土の土質試験を行い流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法の採用 建設副産物の適正処理 |

大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

コスト縮減策

| 内 容 |
|--------------------|
| 再生材の利用促進、発生土の再利用促進 |

再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

その他

| 内 容 |
|-----|
| |

特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

| | | | | | |
|------------|---------|-----|---------|-----|-------|
| 本部名 部 名 | 県土づくり本部 | 記 入 | 農山漁村課 | 課 長 | 山口 武彦 |
| | | 責任者 | 武雄農林事務所 | 所 長 | 古賀 由紹 |

| | | | | | |
|--|--|------|--|----------|-------------|
| 事業 区 分 | 生活関連 | 事業 名 | 地区名等 | 総事業費 | 83.6 百万円 |
| | 産業活性化 | | | | |
| 事業 地 | | | 着工予定年度 | 完成予定年度 | |
| 武雄市武内町大字梅野 | | | 平成 26 年度 | 平成 29 年度 | |
| 事業 目的 | | | 事業 内容 | | |
| 大高野ため池は、下流域の 15.0ha の水田に農業用水を供給している。しかし、現在の堤体は全線にわたり浸食され脆弱化しており、洪水吐も断面が狭小なため、洪水時には危険な状況である。本ため池が決壊すれば、農業用施設、その他家屋や県道に至るまで多大な被害が予想される。このため被害を未然に防止するため早急に改修を行う。 | | | 堤体工 L=84m 法面保護工 A=526 m ² 取水施設工 N=1 式 洪水吐工 N=1 式 | | |
| 評価の視点 | 評価 内容 | | | | 評 価 |
| (1)位置づけ | 県土づくり本部戦略(農地等の防災・保全) (10/10) (防災計画)「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている。(40/40) (農業経営の安定) 農作物の被害が防止または軽減される。(20/20) (農地・農業用施設への被害防止) 農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される。(30/30) | | | | A (100点) |
| (2)必要性・効果 | (明確な必要性) 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。(20/20) (機能低下) 機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している。(10/10) (危険度の判定) 漏水量:1ℓ/s以上、変形率:5%以上 (10/20) (主要施設の老朽度) 築造又は改修後40年を経過し、主要施設の老朽化が激しい。(10/10) (費用対効果) 費用対効果が(B/C)が1.0以上 (30/30) (二次被害の防止または軽減) 農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される。(10/10) | | | | A (90点) |
| (3)実施環境 | (市町村及び受益農家の合意形成) 関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている。(20/20) (受益者の負担能力) 市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 0.4 (20/20) (事業推進体制の整備) 事業推進協議会(水利組合)が設立されている。(10/10) (維持管理体制の確保) 維持管理について予定管理者の同意が得られている。(10/10) (関係機関との事前調整) 施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている。(10/10) (関係法令、基準等との整合) 工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している。(10/10) (採択要件との適合) 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。(10/10) (経済性・効率性) 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。(10/10) | | | | A (100点) |

| | | |
|-----|-----------|-------|
| 評 価 | AAA | 条 件 等 |
| 判 断 | I | |
| | 優先的に事業を実施 | |

定性評価調書

自然環境保全

| 内 容 |
|---|
| 特に保全を要する希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には、有明海再生・自然環境課と調整を図りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。 |

動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

生活環境対策

| 内 容 |
|--|
| 旧堤体掘削土の土質試験を行い、流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法を採用する。 建設副産物については、適正な処理を行う。 |

大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

コスト縮減策

| 内 容 |
|---|
| 再生材の利用促進、発生土の再利用促進を行う。 施工地の近隣に土取場の確保を図る。 施工地の近隣に土捨場を確保することにより、運搬距離の短縮を図る。 |

再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

その他

| 内 容 |
|-----|
| |

特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

| | | | | | |
|------|---------|-----|---------|----|-------|
| 本部署名 | 県土づくり本部 | 記入 | 農山漁村課 | 課長 | 山口 武彦 |
| | | 責任者 | 武雄農林事務所 | 所長 | 古賀 由紹 |

| | | | | | |
|---|---|--------------------------|--|----------|-------------|
| 事業区分 | 生活関連 | 事業名 | 地区名等 | 総事業費 | 58 百万円 |
| | 産業活性化 | 地域ため池総合整備事業 (用排水施設整備) | 川登東地区 | | |
| 事業地 | | | 着工予定年度 | 完成予定年度 | |
| 武雄市東川登町大字永野 | | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | |
| 事業目的 | | | 事業内容 | | |
| 川登東地区の水路は、各ため池下流域の 92.3ha の水田に農業用水を配水しているが、平面線形(蛇行)等の要因による洗掘が進行し法面が脆弱化しており、洪水時には崩壊による断面阻害が生じ越水被害の危険性があることから、被害を未然に防止するため早急に整備を行う。 | | | 用排水路工 L=494m (皿屋水路、大野山水路、牛鬼谷水路、二位道水路) | | |
| 評価の視点 | 評価内容 | | | | 評価 |
| (1)位置づけ | 県土づくり本部戦略(農地等の防災・保全) (10/10) (防災計画) 市町村が策定する「農業農村整備事業管理計画」に位置づけられている。 (20/40) (農業経営の安定) 農作物の被害が防止または軽減される。 (20/20) (農地・農業用施設への被害防止) 農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される。 (30/30) | | | | A (80点) |
| (2)必要性・効果 | (明確な必要性) 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。 (20/20) (機能低下) 機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している。 (10/10) (危険度の判定) 水路護岸の浸食・崩壊により排水能力が低下している。 (10/20) (主要施設の老朽度) 築造又は改修後20年を経過し、主要施設の老朽化が激しい。 (10/10) (費用対効果) 費用対効果が(B/C)が1.0以上 (30/30) (二次被害の防止または軽減) 農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される。 (10/10) | | | | A (90点) |
| (3)実施環境 | (市町村及び受益農家の合意形成) 関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている。 (20/20) (受益者の負担能力) 市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 0.4 (20/20) (事業推進体制の整備) 事業推進協議会(水利組合)が設立されている。 (10/10) (維持管理体制の確保) 維持管理について予定管理者の同意が得られている。 (10/10) (関係機関との事前調整) 施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている。 (10/10) (関係法令、基準等との整合) 工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している。 (10/10) (採択要件との適合) 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。 (10/10) (経済性・効率性) 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。 (10/10) | | | | A (100点) |

| | | |
|----|-----------|-----|
| 評価 | AAA | 条件等 |
| 判断 | I | |
| | 優先的に事業を実施 | |

定性評価調書

自然環境保全

| 内 容 |
|---|
| 特に保全を要する希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には、有明海再生・自然環境課と調整を図りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。 |

動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

生活環境対策

| 内 容 |
|--|
| 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法を採用する。 建設副産物については、適正な処理を行う。 |

大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

コスト縮減策

| 内 容 |
|------------------------|
| 再生材の利用促進、発生土の再利用促進を行う。 |

再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

その他

| 内 容 |
|-----|
| |

特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

| | | | | | |
|------|---------|-----------|---------|----|-------|
| 本部署名 | 県土づくり本部 | 記入 責任者 | 農山漁村課 | 課長 | 山口 武彦 |
| | | | 唐津農林事務所 | 所長 | 溝口 善紀 |

| | | | | | |
|--|--|----------|--|--------|------------|
| 事業区分 | 生活関連 産業活性化 | 事業名 | 地区名等 | 総事業費 | 73.5 百万円 |
| | | ため池等整備事業 | 苔見堂地区 | | |
| 事業地 | | | 着工予定年度 | 完成予定年度 | |
| 唐津市巖木町浪瀬地内 | | | 平成26年度 | 平成30年度 | |
| 事業目的 | | | 事業内容 | | |
| 苔見堂ため池は唐津市巖木町浪瀬に位置し下流域の 10.2ha の水田に農業用水を供給している。しかし、現在の堤体は断面不足のうえ脆弱化し、堤体全線にわたり洗掘され、底樋及び法尻からの漏水が著しく満水位までの貯水ができず、防災対策時には貯水制限している。また、決壊すれば農業用施設や公共施設、その他家屋に至るまで多大な被害が予想される。このため被害を未然に防止するため早急に改修を行いたい。 | | | 堤体工 L=62.0m 取水施設工 N=1 式 洪水吐工 N=1 式 法面保護工 A=465 m ² | | |
| 評価の視点 | 評価内容 | | | | 評価 |
| (1) 位置づけ | 県土づくり本部戦略（農地等の防災・保全） (10/10) 防災計画：「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている (40/40) 農業経営の安定：農作物の被害が防止または軽減される (20/20) 農地・農業用施設への被害防止：農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される (30/30) | | | | A (100) |
| (2) 必要性・効果 | 明確な必要性：地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。 (20/20) 機能低下：機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している (10/10) 危険度の判定：漏水量：1.0ℓ/s以上、変形率：5%以下 (10/20) 主要施設の老朽度：築造又は改修後40年を経過し、主要施設の老朽化が激しい (10/10) 費用対効果：費用対効果（B/C）が1.0以上 (30/30) 二次被害の防止または軽減：農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される (10/10) | | | | A (90) |
| (3) 実施環境 | 市町村及び受益農家の合意形成：関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている (20/20) 受益者の負担能力：市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率≤0.4 (20/20) 事業推進体制の整備：水利組合により事業推進がなされている (10/10) 維持管理体制の確保：維持管理について予定管理者の同意が得られている (10/10) 関係機関との事前調整：施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている (10/10) 関係法令、基準等との整合：工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している (10/10) 採択要件との適合：事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (10/10) 経済性・効率性：事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている (10/10) | | | | A (100) |

| | | |
|----|-----------|-----|
| 評価 | AAA | 条件等 |
| 判断 | I | |
| | 優先的に事業を実施 | |

定性評価調書

○自然環境保全

| 内 容 |
|---|
| 事前調査の結果、特に保全を要する希少動植物の存在は確認されていない。しかし、もし配慮すべき動植物の生息が確認された場合には、有明海再生・自然環境課と協議・調整をとりながら、それらの生物の保護・移植など配慮した対策を講じる。 |

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

| 内 容 |
|---|
| 旧堤体の掘削土の土質試験を行い、鞆土として流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用や、低騒音・低振動工法を採用する。 建設副産物の適正処理を行う。 |

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

| 内 容 |
|--|
| 再生クラッシャーランなど再生材の利用や、発生土の再利用促進を図る。 施工地の近隣に土取場の確保を図る。 施工地の近隣に土捨場を確保することにより、運搬距離の短縮を図る。 |

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

| 内 容 |
|-----|
| |

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

| | | | | | |
|------|---------|-----------|---------|----|-------|
| 本部署名 | 県土づくり本部 | 記入 責任者 | 農山漁村課 | 課長 | 山口 武彦 |
| | | | 唐津農林事務所 | 所長 | 溝口 善紀 |

| | | | | | |
|---|---|----------|---|--------|------------|
| 事業区分 | 生活関連 産業活性化 | 事業名 | 地区名等 | 総事業費 | 55.5 百万円 |
| | | ため池等整備事業 | 大野第2地区 | | |
| 事業地 | | | 着工予定年度 | 完成予定年度 | |
| 唐津市相知町大野地内 | | | 平成26年度 | 平成29年度 | |
| 事業目的 | | | 事業内容 | | |
| <p>大野第2ため池は唐津市相知町大野に位置し下流域の7.8haの水田に農業用水を供給している。しかし、現在の堤体は断面不足のうえ脆弱化し、堤体全線にわたり洗掘され、法尻からの漏水が確認されている。また洪水吐は雑石積で一部崩壊しているためこのまま放置しておくこと決壊の恐れがある。決壊すれば農業用施設や公共施設、その他家屋に至るまで多大な被害が予想される。このため被害を未然に防止するため早急に改修を行いたい。</p> | | | <p>堤体工 L=32.0m 取水施設工 N=1 式 洪水吐工 N=1 式 法面保護工 A=295 m²</p> | | |
| 評価の視点 | 評価内容 | | | | 評価 |
| (1) 位置づけ | <p>県土づくり本部戦略（農地等の防災・保全） (10/10)</p> <p>防災計画：「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている (40/40)</p> <p>農業経営の安定：農作物の被害が防止または軽減される (20/20)</p> <p>農地・農業用施設への被害防止：農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される (30/30)</p> | | | | A (100) |
| (2) 必要性・効果 | <p>明確な必要性：地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。 (20/20)</p> <p>機能低下：機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している (10/10)</p> <p>危険度の判定：漏水量：計測できず、変形率：6%以上 (0/20)</p> <p>主要施設の老朽度：築造又は改修後40年を経過し、主要施設の老朽化が激しい (10/10)</p> <p>費用対効果：費用対効果（B/C）が1.0以上 (30/30)</p> <p>二次被害の防止または軽減：農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される (10/10)</p> | | | | A (80) |
| (3) 実施環境 | <p>市町村及び受益農家の合意形成：関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている (20/20)</p> <p>受益者の負担能力：市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率≤0.4 (20/20)</p> <p>事業推進体制の整備：水利組合により事業推進がなされている (10/10)</p> <p>維持管理体制の確保：維持管理について予定管理者の同意が得られている (10/10)</p> <p>関係機関との事前調整：施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている (10/10)</p> <p>関係法令、基準等との整合：工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している (10/10)</p> <p>採択要件との適合：事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (10/10)</p> <p>経済性・効率性：事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている (10/10)</p> | | | | A (100) |

| | | |
|----|-----------|-----|
| 評価 | AAA | 条件等 |
| 判断 | I | |
| | 優先的に事業を実施 | |

定性評価調書

○自然環境保全

| 内 容 |
|---|
| 事前調査の結果、特に保全を要する希少動植物の存在は確認されていない。しかし、もし配慮すべき動植物の生息が確認された場合には、有明海再生・自然環境課と協議・調整をとりながら、それらの生物の保護・移植など配慮した対策を講じる。 |

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

| 内 容 |
|---|
| 旧堤体の掘削土の土質試験を行い、鞆土として流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用や、低騒音・低振動工法を採用する。 建設副産物の適正処理を行う。 |

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

| 内 容 |
|--|
| 再生クラッシャーランなど再生材の利用や、発生土の再利用促進を図る。 施工地の近隣に土取場の確保を図る。 施工地の近隣に土捨場を確保することにより、運搬距離の短縮を図る。 |

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

| 内 容 |
|-----|
| |

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

| | | | | | |
|-----------|---------|-----|---------|----|-------|
| 本部名 部名 | 県土づくり本部 | 記入 | 農山漁村課 | 課長 | 山口 武彦 |
| | | 責任者 | 鹿島土木事務所 | 所長 | 永石 誠 |

| | | | | | |
|---|---|------------|--|--------|-----------|
| 事業 区分 | 生活関連 | 事業名 | 地区名等 | 総事業費 | 300百万円 |
| | | 海岸保全事業(高潮) | 飯田地区 | | |
| 事業地 | | | 着工予定年度 | 完成予定年度 | |
| 鹿島市飯田 | | | 平成26年度 | 平成30年度 | |
| 事業目的 | | | 事業内容 | | |
| <p>当海岸は有明海湾奥部に位置し、海岸線に沿って国道207号が通り、背後には農地や宅地が立地しているが、当地域は台風の常襲地帯となっており、背後地への高潮被害や道路交通への支障がたびたび生じている。</p> <p>このようなことから、高潮や波浪に対し背後の施設を防護するため、護岸の嵩上げや消波ブロックを設置し、背後地の保全を図る。</p> | | | <p>護岸(嵩上) L=353m</p> <p>消波工 L=353m</p> | | |
| 評価の視点 | 評価内容 | | | | 評価 |
| (1)位置づけ | 県土づくり本部戦略(海岸保全対策の推進) (10/10) ・海岸保全基本計画に位置付けられている。(50/50) ・地域の防災に、小規模に寄与する。(10/30) (防護面積、防護人口が1km当たり5ha以上又は50人以上) ・県プロジェクトに関連して早急に整備を必要とする事業。(10/10) | | | | A (80) |
| (2)必要性・効果 | ・費用対効果(2.0以上)(60/60) ・計画高潮位より現況の堤防高さが高い。(0/20) ・基準等に適合していない。(20/20) | | | | A (80) |
| (3)実施環境 | ・事業に対して協力的で、同意が得られている。(40/60) ・市町村、協議会等が計画に熱心で、地元に対しての取組が積極的である。 (40/40) | | | | A (80) |

| | | |
|----|-----------|------|
| 評価 | AAA | 条件等 |
| 判断 | 優先的に事業を実施 | 特になし |

定性評価調書

自然環境保全

| 内 容 |
|--|
| 消波工設置にあたっては、必要最小限の範囲のみ施工し、護岸周辺の自然環境に配慮する。 また、工事施工中に絶滅危惧種等の動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議を行い、必要に応じ保護・移植等の対策を講じることとする。 |

動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

生活環境対策

| 内 容 |
|--|
| 工事用車両が周辺住民の生活に支障を与えないよう十分に配慮するとともに、工事施工機械は、排ガス対策型及び消音型建設機械を使用するなど、周辺環境に影響を与えないよう配慮するものとする。 |

大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

コスト縮減策

| 内 容 |
|------|
| 特になし |

再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

その他

| 内 容 |
|--|
| 県土づくり本部 本部経営の柱：暮らしの安全・安心の確保 基本戦略：地域力による安全・安心で快適な地域づくり 重点推進項目：海岸保全対策の推進 |
| (重点実施項目、マニフェスト、合併支援、プロジェクト関連、振興策、その他特記事項) |

特に記述することがあれば記載。